

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

赤穂市は介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県赤穂市長

公表日

令和4年8月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>○介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る届出の受理 ・届出に係る事実についての審査 ・届出に対する応答に関する事務 <p>○介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務（前号及び次号に掲げるものを除く。） 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証に関する事務 ・認定証に関する事務 <p>○介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務 <p>○介護保険法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定又は同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の申請の受理 ・要介護更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 <p>○介護保険法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定又は同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援認定の申請の受理 ・要支援更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要支援状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 <p>○介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 <p>○介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理 ・介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 <p>○介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務

	<p>○介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・保険給付の支払の一時差止に関する事務</p> <p>○介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <p>○介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務</p>
③システムの名称	介護保険システム,番号連携サーバ(団体内統合宛名システム),中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番68
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <small><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 2、3、4、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令) (平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3の各条</p> <p>2. 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 93、94の各項 (2) 番号法別表第二省令 第46条、第47条の各条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部医療介護課 , 総務部税務課
②所属長の役職名	介護保険担当課長 , 税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 総務部 行政課 TEL (0791)43-6850
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 健康福祉部 医療介護課 , 総務部税務課 TEL 0791-43-6947 , TEL 0791-43-6803

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	医療介護課長 岸本 慎一 , 税務課長 松下 直樹	医療介護課長 松下 直樹 , 税務課長 池尾 和彦	事後	
平成29年7月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 健康福祉部 医療介護課 TEL 0791-43-6847 , 総務部税務課 TEL 0791-43-6813	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 健康福祉部 医療介護課 TEL 0791-43-6947 , 総務部税務課 TEL 0791-43-6803	事後	
平成29年7月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条7号 別表第二 93, 94 の各項目 2. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の 2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 117 の各項目	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 2, 3, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 94, 97, 108, 109, 119の各項目 (2) 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令(番号法別表第二省令)(平成26年12月 12日号他内閣府、総務省令第7号) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、 第10条、第12条の3、第15条、第19条、 第22条の2、第24条の2、第25条、 第25条の2、第30条、第31条の2、 第32条、第33条、第43条、第43条の2、 第44条、第47条、第49条、第55条、 第55条の2、第59条の3の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条7号(特定個人情報の提供 の制限) 別表第二 93, 94 の各項目 (2) 番号法別表第二省令 第46条、第47条の各条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	医療介護課長 松下 直樹 , 税務課長 池尾 和彦	医療介護課長 , 税務課長	事後	
平成30年7月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策	—	新規追加	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	医療介護課長 , 税務課長	介護保険担当課長 , 税務課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、 39、42、43、56の2、58、61、62、80、 81、87、94、97、108、109、119の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令(番号法別表第二省令)(平成26年12月 12日号他内閣府、総務省令第7号) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、 第10条、第12条の3、第15条、第19条、 第22条の2、第24条の2、第25条、 第25条の2、第30条、第31条の2、 第32条、第33条、第43条、第43条の2、 第44条、第47条、第49条、第55条、 第55条の2、第59条の3の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条7号(特定個人情報の提供 の制限) 別表第二 93、94 の各項 (2) 番号法別表第二省令 第46条、第47条の各条	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 2、3、4、6、8、11、17、22、26、33、 39、42、43、56の2、58、61、62、80、 81、87、94、97、108、109、120の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令(番号法別表第二省令)(平成26年12月 12日号他内閣府、総務省令第7号) 第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、 第10条、第12条の3、第15条、第19条、 第22条の2、第24条の2、第25条、 第25条の2、第30条、第31条の2、 第32条、第33条、第43条、第43条の2、 第44条、第47条、第49条、第55条、 第55条の2、第59条の3の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条7号(特定個人情報の提供 の制限) 別表第二 93、94 の各項 (2) 番号法別表第二省令 第46条、第47条の各条	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 93, 94 の各項 (2) 番号法別表第二省令 第46条、第47条の各条	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 93, 94 の各項 (2) 番号法別表第二省令 第46条、第47条の各条	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれによる変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	